

## 【様式 2】

48 の 2①②④	自動車専用道路の指定等
48 の 5①～④	自動車専用道路との連結許可
48 の 8②、48 の 9	連結許可に基づく地位承継の届出の受理等
48 の 10	連結許可等に条件を付すこと
48 の 11②	自動車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置
48 の 12	違反行為に対する措置
48 の 13①～⑤、48 の 14①	自転車専用道路の指定等
48 の 15④	自転車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置
48 の 16	違反行為に対する措置
48 の 17①	利便施設協定の締結等
48 の 18①～③	利便施設協定の公告、縦覧等
66①	他人の土地への立入等
67 の 2①～⑤	放置車両の移動等
68①②	災害時における土地の一時使用等
71①～③⑤	監督処分(71④道路監理員の任命に係る部分を除く)
71④	監督処分(道路監理員の任命に係る部分に限る)
〈69②③〉	損失を受けたものとの協議等※72②において準用
87①	許可等に条件を付すこと
91①	道路予定区域の行為許可等
〈32①～⑤、33①②、34、35、36①②〉	道路予定区域の占用の許可等※91②において準用
〈37①～③〉	道路予定区域の占用の禁止等※91②において準用
〈38①②〉	道路予定区域の占用に関する工事の施工等※91②において準用
〈40②〉	道路予定区域の原状回復の指示※91②において準用
〈44①②④〉	道路予定区域の損害予防のための区域の指定等※91②において準用
〈44 の 2①～⑤⑧〉	道路予定区域の違法放置物件に対する措置等※91②において準用
〈47 の 10①③〉	道路予定区域の道路保全立体区域の指定等※91②において準用
〈48②～④〉	道路予定区域の道路保全立体区域内の制限※91②において準用
〈71①～③⑤〉	道路予定区域の監督処分(71④道路監理員の任命に係る部分を除く) ※91②において準用

## 【様式2】

〈71④〉	道路予定区域の監督処分(道路監理員の任命に係る部分に限る) ※91②において準用
〈73①～③〉	道路予定区域の負担金等の強制徴収※91②において準用
〈87①〉	道路予定区域の許可等に条件を附すこと※91②において準用
〈92④〉	道路予定区域の不用物件の交換等※91②において準用
〈93〉	道路予定区域の不用物件の使用の申出※91②において準用
92①④	不用物件の交換等
93	不用物件の使用の申出
94①③	不用物件の返還
95の2①②	公安委員会との調整
24の2①③	駐車場に係る駐車料金の徴収等
39①	占用料の徴収等
47の2③	限度をこえる車両の通行の許可に係る手数料の徴収
48の7①②	自動車専用道路との連結に係る連結料の徴収
54①	境界地の道路の管理に関する費用負担に係る協議等
54の2①	共用管理施設の管理に関する費用負担に係る協議等
55①②	兼用工作物の管理に関する費用負担に係る協議等
58①	原因者負担金の徴収
59③	附帯工事に要する費用の徴収
60	他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用の徴収
61①②	受益者負担金の徴収
62	道路の占有に関する工事の費用負担
69①～③	損失の補償等
70①③④	道路の新設等に伴う損失補償
72①③	監督処分に伴う損失補償等
73①～③	負担金等の強制徴収等
〈39①②〉	道路予定区域の占用料の徴収等※91②において準用
〈72①③〉	道路予定区域の監督処分に伴う損失補償等※91②において準用
91③④	道路予定区域の行為許可に係る損失補償等

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—58]

個表番号	2-④8	法律名	道路法 (S27 法 180)
条項	74	事務内容	指定区間外国道の新設・改築の認可
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○指定区間外国道の新設・改築については国の費用負担が定められており、国による認可は当該費用負担の前提として、全国的視野に立って事業の必要性等を判断する必要から認められているものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、道路行政における国道の新設等に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。</p> <p>○効率的・効果的に事務を執行するためには、指定区間外国道の整備・管理に係る都道府県の事務を広域的実施体制に持ち寄ることが不可欠であり、この場合には、広域的実施体制が上記事務を行おうとするとき国土交通大臣が認可する必要がある。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>○上記①のとおり。</p>			

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—59]

個表番号	2-④8	法律名	道路法 (S27 法 180)
条項	7⑤⑥	事務内容	都道府県道の路線認定の協議に係る裁定

## ① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

- 当該事務は、国土交通大臣が有する道路行政における道路網全体の管理に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、中立的な立場にある第三者として制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであり、このような制度の企画・立案等の権限を有しない広域的実施体制が行う必要性・適格性はない。
- さらに、都道府県道の路線の認定及び認定に係る裁定に当たっては、「当該認定に係る道路が他の都道府県道とともに構成する地方的幹線道路網と高速自動車国道及び国道が構成する全国的な幹線道路網とが一体となってこれらの機能を十分に発揮することができるよう配慮」して行う必要があるところ（道路法第7条第7項）、都道府県間において判断が一致しない場合において当該配慮を適切に加えた上で裁定を行うべき主体は、一定区域内における事務を担う組織である広域的実施体制ではなく、全国的な観点を有する国しか行い得ない。
- このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、上記のとおり制度の企画・立案等の権限を有しておらず、一定区域内における事務を担う組織である広域的実施体制が行うことはできないものである。
- なお、効率的・効果的に事務を執行するためには、都道府県道の整備・管理に係る事務を広域的実施体制に持ち寄ることが有効であり、この場合には、広域的実施体制が行う都道府県道の路線認定の協議に係る裁定は、国土交通大臣が行う必要がある。

## ② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

## ③ 移譲の例外とすべきと考える理由

- 上記①のとおり。

## 【様式2】

### [用紙番号 国土交通省—60]

個表番号	2-④8	法 律 名	道路法 (S27 法 180)
条 項	25①③④ 26①②③④	事務内容	橋等の料金徴収に関する届出 橋等に係る検査、措置要求、報告徴収等
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
○有料の橋等に係る制度は道路無料公開原則（道路法の原則）の例外であって、一般財源によつては建設の遅延が発生する橋等の整備の必要性と、当該橋等の利用者が受ける特別の利益とを勘案した上で適用されるべき制度である。その適用の妥当性については、当該橋等の整備の必要性や有料の橋等に係る制度を適用した場合の道路交通上の影響を踏まえた、地域的・全国的な道路網の機能の発揮という観点からの判断が必要である。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域内における事務を担う組織であり、道路行政における有料の橋等を含む道路網全体の新設・改築・管理に係る制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできない。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
○上記①のとおり。			

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—61]

個表番号	2-④⑧	法律名	道路法 (S27 法 180)
条項	75①②③ 76 78 <75①②③>	事務内容	道路管理者に対する措置等の指示等 道路管理者からの報告の受理 道路行政等に対する勧告等 道路予定区域の道路管理者に対する措置等の指示等
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
○これらはいずれも、道路管理者による道路の構造の保全等が全国的に適切に図られるよう、国土交通大臣が有する道路行政における道路網全体の管理等に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、全国的な視野に立った裁量的・専門的な判断に基づき行使されるもの、制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、上記のような制度の企画・立案等の権限を有しない広域的実施体制が行うこととはできないものである。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
○上記①のとおり。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—62]

個表番号	2-④⑧	法律名	道路法 (S27 法 180)
条項	事務内容		
	<7⑤⑥>		境界地における国道の維持、修繕その他の管理に係る協議の裁定※13⑤において準用
	19②③		境界地の管理の方法の協議に係る裁定
	19 の 2②③		共用管理施設の管理の方法の協議に係る裁定
	<7⑥>		共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定等
	<19②>		※54②において準用する 19②において準用
	<19 の 2②>		境界地の道路の管理に関する費用の協議に係る裁定
	<7⑥>		※54②において準用
			共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定
			※54 の 2②において準用
			共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定等
			※54 の 2③において準用する 19②において準用

① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

○これらはいずれも、境界地の道路における関係道路管理者等を含む道路管理者による道路管理が全国的に適切になれるよう、国土交通大臣が有する道路行政における道路網全体の管理に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、中立的な立場にある第三者として制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、上記のような制度の企画・立案等の権限を有しない広域的実施体制が行うことはできない。

② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

○上記①のとおり。

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—63]

個表番号	2-④8	法律名	道路法 (S27 法 180)
条項	77①②	事務内容	道路に関する調査
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
○当該調査権限は、国土交通大臣が道路行政における施策の企画・立案等を行うために必要な道路網全般に係る調査を行うことができるよう、国土交通大臣は道路に関する必要な調査を道路の存する地方公共団体の長等が行うこととすることなどが定められたものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該調査権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制を行うことはできない。 ○なお、道路管理者が自己の管理する道路について必要な調査を行うことは当然可能であり、広域的実施体制が管理する道路についても同様である。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
○上記①のとおり。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—64]

個表番号	2-④8	法律名	道路法 (S27 法 180)
条項	79①	事務内容	社会資本整備審議会への諮問
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
○国土交通省に置かれた社会資本整備審議会への諮問は、国が策定する道路整備に関する計画である社会資本整備重点計画や国道の路線の指定又は道路網全般に係る道路に関する制度について、国土交通大臣が道路行政における施策の企画・立案・決定をするに当たって、道路行政の公正を期す等のために定められたものである。このため、このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、当該諮問は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、当該企画・立案・決定に係る権限を有しない広域的実施体制が行うこととはできない。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
○上記①のとおり。			

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—65]

個表番号	2-⑤〇	法 律 名	公営住宅法 (S26 法 193)
条 項		事務内容	
	11①② 37①		補助金の交付申請書の受理、交付決定及び通知 公営住宅建替事業に伴う公営住宅等の用途廃止の承認
	44①③ 45①②		公営住宅等の譲渡及び用途廃止の承認 社会福祉法人等による公営住宅の使用等の承認
	46① 49		他の地方公共団体への譲渡の承認 事業主体に対して報告させ、又は実地検査をさせること
	51 II III 50		厚生労働大臣との協議（譲渡の承認等） 国の補助金の返還命令等
	51 I		厚生労働大臣との協議（補助金の交付決定）

## ①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

補助金の交付決定等は、国費の配分に関する事項であり、国でなければ判断することができない。

また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律では、補助財産の処分等については各省各庁の長の承認を受ける必要があるとしており、上記公営住宅法の規定は、特に国庫補助財産である公営住宅の処分等について承認を行うなど、国費を投入した政策の目的達成を担保することを目的としたものであるため、国ではない広域的実施体制が判断することはできない。

## ②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

## ③移譲の例外とすべきと考える理由

①で述べたとおり、国費の配分に関する判断、国庫補助金を投入した政策目的の担保に関わる判断に関する事項であり、国でしか判断できないため、広域的実施体制への移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—66]

個表番号	2-⑪	法 律 名	土地収用法 (S26 法 219)
条 項	25 の 2① 〈25 の 2①〉(17 ① I , II に掲げ る事業に関す るもの)	事務内容	社会资本整備審議会等の意見の聴取 社会资本整備審議会等の意見の聴取※138 におい て準用
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
土地収用法第 25 条の 2 では、事業認定庁が行おうとする処分（事業認定又はその拒否）と異なる趣旨の意見書がある場合には、事業認定庁が国土交通大臣である場合は社会资本整備審議会の、都道府県知事である場合は条例で定める審議会その他の合議体の機関の意見の聴取を義務付けるとともに、事業認定庁はその意見を尊重して処分を行うこととされている。			
広域的実施体制が事業認定庁となる場合にも第三者機関の意見聴取が必要であるが、現在の「広域的実施体制の枠組み（方向性）」、「基本構成案」及び「当てはめ修正試案」において、広域的実施体制は国の行政機関に置かれる第三者機関（社会资本整備審議会等）に意見聴取をすること、又は広域的実施体制に新たに第三者機関を設置し、当該機関に意見聴取をすることのいずれを予定しているのかなど、その取扱いが明らかにされていない。			
また、「当てはめ修正試案」において、大臣の関与として「承認」を設けることとされているが、当該「承認」が具体的に何を指すのか不明である（仮に、広域的実施体制が第三者機関に付議するに先立ち、付議してもよいか大臣に承認を求める手続を新たに設けることを指すとすれば、当該「承認」は意見聴取の履行を担保する必要から設けられるものではないため不要と思料）。			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
上記①の観点より、広域的実施体制による国の行政機関に置かれる第三者機関への意見聴取（その法制上の可否）、あるいは広域的実施体制にこの種の第三者機関を設置することを想定しているかどうかについて整理が必要。			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			

【様式 2】

[用紙番号 国土交通省—67]

個表番号	2-⑪	法 律 名	土地収用法 (S26 法 219)
条 項	26② 〈26②〉	事務内容	事業認定の告示をした旨の報告を受けること 権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定の告示をした旨の報告を受けること※138 において準用

① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

土地収用法第 26 条第 2 項に基づく都道府県知事からの報告は、都道府県知事の行った事業認定に基づき収用委員会が行った裁決に対する不服申立ての審査庁が国土交通大臣であることや（同法第 129 条）、国が地方自治法に基づき是正の要求を行うために必要であることから設けられたものである。不服申立ての審査庁やは是正の要求の主体ではない広域的実施体制は都道府県知事からの報告を受ける立場になり得ないため、上記事務を移譲することはできない。

② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

上記①のとおり。なお、上記事務を広域的実施体制への移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—68]

個表番号	2-⑪	法律名	土地収用法 (S26 法 219)
条項	27①～④、⑥⑦ 〈27①～④、⑥⑦〉	事務内容	都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分 都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分※138において準用

① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

都道府県知事が事業の認定を拒否した場合や、一定期間内に事業の認定に関する処分を行わない場合、土地収用制度により実現されるべき公益性が当該地域で実現されず、起業者及びその事業により恩恵を受ける地域住民に不利益が生じるおそれがある。

そのため、起業者の申請により、国土交通大臣が都道府県知事に代わって最終的に事業認定を行うため、本条が定められているが、当該権限は事業認定制度を企画立案する立場にある国土交通大臣が制度の適正な運用を担保する観点から行使するものである。

したがって、事業認定制度を企画立案する立場にない広域的実施体制に対して、上記事務を移譲することはできない。

② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

上記①のとおり、広域的実施体制は事業認定制度を企画立案する立場にないことから、上記事務を広域的実施体制への移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—69]

個表番号	2-⑪	法 律 名	土地収用法 (S26 法 219)
条 項	30②③ 〈30②③〉	事務内容	事業の廃止又は変更の報告を受けること 権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の廃止 又は変更の報告を受けること※138において準用
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
土地収用法第30条第2項及び第3項に基づく都道府県知事からの報告は、国が地方自治法に基づき是正の要求を行うために必要であることから設けられたものである。是正の要求の主体ではない広域的実施体制は都道府県知事からの報告を受ける立場になり得ないため、上記事務を移譲することはできない。			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
上記①のとおり。なお、上記事務を広域的実施体制への移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。			

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—70]

個表番号	2-②	法 律 名	建築基準法（S25 法 201）
条 項	9 の 3①②	事務内容	特定行政庁の命令に係る国交大臣への通知の受理及び必要な措置の通知
①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>特定行政庁が、違反建築物等への是正命令を行った場合（建築基準法第9条第1項又は第10項）において、当該命令に係る建築物の設計者、工事管理者若しくは工事の請負人若しくは宅地建物取引業者又は浄化槽の製造業者の氏名等を国土交通大臣へ通知するとされているのは、建築士法、建設業法、宅地建物取引業法に基づく監督処分権限を有する機関に対して情報提供を行うための手続きであり、それらの法律に基づく監督処分権限と一体不可分の関係にあるため、それらの法律に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。</p>			
②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>建築士法、建設業法、宅地建物取引業法に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的実施体制に対する移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—71]

個表番号	2-②	法律名	建築基準法 (S25 法 201)
条項	14①② 16	事務内容	勧告、助言又は援助 必要な報告等
①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>これらはいずれも、国土交通大臣が有する建築基準に関する制度（法令等）の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、当該制度の趣旨を踏まえた裁量的・専門的な判断に基づき、かつ、当該制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであるため、当該制度の企画・立案等に係る権限と一体不可分であり、これらの権限を有しない広域的実施体制が行う必要性・適格性はない。</p>			
②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>①で述べたとおり、これらの権限は建築基準制度の企画・立案等に係る権限と一体不可分であり、広域的実施体制に対する委譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—72]

個表番号	2-②	法律名	建築基準法 (S25 法 201)
条項	17②④⑨⑪	事務内容	特定行政庁（都道府県知事）に対する指示等
①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>特定行政庁（都道府県知事）に対する指示等は、国土交通大臣が有する建築基準に関する制度（法令等）の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、国民の生命又は身体を保護し、当該制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであるため、当該制度の企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行う必要性・適格性はない。</p>			
②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>①で述べたとおり、特定行政庁（都道府県知事）に対する指示等は、国民の生命又は身体を保護し、建築基準に関する制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであるため、そのような権能を有さない広域的実施体制には移譲できないものであって、広域的実施体制に対する委譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—73]

個表番号	2-②	法律名	建築基準法（S25 法 201）
条 項	77 の 58①②、 77 の 60	事務内容	建築基準適合判定資格者の登録
	77 の 61		建築基準適合判定資格者の死亡等の届出受理
	77 の 62①②③		建築基準適合判定資格者の登録の消除等
	77 の 65		手数料の納付

## ①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

建築基準適合判定資格は、建築主事等として、建築計画が国が定める建築基準に適合するかを判定する建築確認等の業務を行うために必須の資格であり、その業務が高い技術的水準のもと公正妥当に行われることが確保されるよう、国（国土交通大臣）が一元的に検定試験を行うこととしている（本省で事務を実施。）。

その上で、監督の効率的な実施や資格者の利便等の観点から、便宜的に当該資格者の住所地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているにすぎず、登録は、国の運営するデータベース上で行い、一元的に管理しているものである。

このように、建築基準適合判定資格者登録等はこの検定制度と一体不可分であり、これらの権限を有する国ではない広域的実施体制に行うことはできない。区域の制約よりむしろその適格性を欠くことが、広域的実施体制の課題であると当方は認識しており、ご提案の区域外権限行使をはじめとする特例的な取扱いを講じたとしてもなお解決することはできない。

## ②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

## ③移譲の例外とすべきと考える理由

①で述べたとおり、建築基準適合判定資格者の登録等は建築基準適合判定資格制度の企画・立案権限と一体不可分であり、資格検定試験と一元的に行われるべきであるため、当該資格に関する事務については、広域的実施体制に対する委譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—74]

個表番号	2-②	法律名	建築基準法 (S25 法 201)
条項	49② 68 の 2⑤ 85 の 3	事務内容	特別用途地区に係る条例の承認 地区計画に係る条例の承認 伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和に係る市町村への承認

## ①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

建築基準法は建築物に係る最低基準を規定したものであり、法別表第二において市街地を構成する各建築物と各用途相互の悪影響を防止し市街地の環境を保全することを目的とする用途地域における建築物の制限を定めている。用途を緩和する条例を制定することは、基準そのものについて一般的な緩和を認める、法の改正に類似した行為であるから、建築基準制度の企画・立案権限、法の解釈権を有する国土交通大臣でなければ判断をすることはできない。

## ②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

## ③移譲の例外とすべきと考える理由

①で述べたとおり、本事務は建築基準制度の企画・立案権、法の解釈権と一体不可分であり、これらの権限を有する国が一元的に行う必要があるため、広域的実施体制の委譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—75]

個表番号	2-⑬	法 律 名	建築士法 (S25 法 202)
条 項	5② 5 の 2①② 8 の 2 10①～③ 10 の 2③④	事務内容	一級建築士免許の交付 一級建築士の住所等の届出の受理 一級建築士の死亡等の届出の受理 一級建築士に対する戒告、聴聞、参考人の意見を聴くこと 構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等

## ①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

一級建築士は、より高度な専門的知識が必要となる建築物の設計又は工事監理を行うために必須となる国家資格であって、その業務は、高い技術的水準のもと公正妥当に行われることが確保されるよう、国（国土交通大臣）が一元的に一級建築士試験の実施、登録等の監督等を行うこととしている。（本省で事務を実施）。

その上で、監督等の効率的な実施や一級建築士の利便等の観点から、便宜的に当該一級建築士の住所地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているにすぎず、登録は、全国統一のデータベース上で行い、一元的に管理しているものである。このように、免許の交付等の事務は、一級建築士の監督等の権限と一体不可分であるため、当該権限を有する国ではない広域的実施体制を行うことはできない。区域の制約よりむしろその適格性を欠くことが、広域的実施体制の課題であると当方は認識しており、ご提案の区域外権限行使をはじめとする特例的な取扱いを講じたとしてもなお解決することはできない。

## ②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

## ③移譲の例外とすべきと考える理由

①で述べたとおり、一級建築士の監督等の権限と一体不可分であり、これらの事務と一元的に行われるべきであるため、広域的実施体制に対する委譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—76]

個表番号	2-④	法 律 名	港湾法 (S25 法 218)
条 項	(43 の 2)	事務内容	開発保全航路の開発等 他人の土地への立入等 (開発保全航路に関する工事) 開発保全航路内の占用許可等 国又は地方公共団体の開発保全航路内の占用等に 係る協議 他の工作物と効用を兼ねる港湾施設の港湾工事の 施行及び費用の負担 開発保全航路に開発等に係る負担金の強制徴収等 監督処分 報告の徴収等 (開発保全航路の水域の占有等の許 可を受けた者に対する事務)

① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

- 開発保全航路は、港湾区域等以外の水域における船舶の交通を確保するための航路であり、その開発及び保全は一地方の利害のみならず国の利害に重大な影響を与えることから、国際的・全国的観点からその開発及び保全を行う必要がある。
- 例えば、関門航路は、東アジア・北米等の主要港湾間を結ぶ国際基幹航路として、日本の産業・経済を支える大動脈としての機能を果たしている。また、国際戦略港湾（京浜港・阪神港）の国際競争力強化のためには、国際戦略港湾と海外主要港を結ぶ船舶の利用状況を踏まえた開発保全航路の適確な開発及び保全が必要不可欠である。
- 現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が地方整備局に対して、同一組織内の上下関係による指揮監督権を有することを前提としたものであり、このような組織の一体性により国際的・全国的観点から適切な整備・管理水準を適正・迅速・確実・効率的に確保することが可能となっているところである。
- 現行の地方自治法の「法定受託事務」（第一号法定受託事務）は、「都道府県・・・が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」とされているところである。他方、開発保全航路の開発及び保全に関する事務は、上述のとおり、国際的・全国的観点から行っている国の利害に重大な影響を与える国家的重要性に係るものであり、また、いずれの都道府県の行政区域に含まれるのか明確ではない海域において行っているものであつて、現行の地方自治法の法定受託事務とは大きくその性格が異なるところである。さらに、当該事務は、地方自治法の法定受託事務で規定されている「適正な処理を特に確保する」観点からの国の関与のみならず、迅速性・確実性・効率性の確保といった観点からの国による関与も必要不可欠である。これらのことから、開発保全航路の開発及び保全に関する事務については、国による関与を柔軟に設けることにより、新たな事務類型とし、現在と同等の開発及び保全の水準が安定的かつ永続的に確保されることが必要である。
- 以上のことに鑑みれば、
  - ・「修正試案」中の「国の関与」として記載している認可・同意・承認はあくまでも事後的・受動的なものであり、適時・迅速性が求められる事務の性格上適切な国の関与とな

## 【様式 2】

らない場合がある。また、「大臣への情報提供」や「大臣への事後報告」についても、現行の地方自治法の「資料の提出要求」と同様のものであれば、当該要求は「普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料等」の要求に止まり、個別状況への対応が求められる開発保全航路の状況について、国として適時にチェックし、必要に応じ国家的見地からの国の判断を速やかに反映していくことが担保されないおそれがある。

○したがって、「修正試案」では、国際的・全国的観点からみた国益を担保する上で不都合が生じる。

○なお、「修正試案」中の「事業計画」については、直轄事業の毎年度の予算の箇所付けに相当する実施計画は国土交通大臣が作製しており移譲の対象外であるため、当該「事業計画」の内容を明確化して頂きたい。

### ② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

○上記不都合を解消するためには、広域的実施体制が行う事務については新たな事務類型とし、事前事後を問わず移譲された一定の事務が迅速かつ的確に行われることを担保するため、以下のような国土交通大臣の関与が必要である。

- ◇国土交通大臣が開発保全航路の開発及び保全に係る計画及び毎年度の実施計画を決定
- ◇国土交通大臣が開発保全航路の開発及び保全に係る毎年度の所要の予算額を措置
- ◇国土交通大臣が、広域的実施体制の長に対して、同計画・予算に基づいた開発保全航路の開発及び保全を執行させる義務を負わせる仕組み
- ◇国土交通大臣が、開発保全航路の開発及び保全に関する基準を作成・提示（一般的基準にとどまらず、開発保全航路の個別・具体的な状況に照らし必要な基準や、事務の特性に応じた基準）
- ◇国土交通大臣による広域的実施体制の長に対する適時の指示、広域的実施体制の長が当該指示に従わない場合等の国土交通大臣自らによる事務の直接執行
- ◇広域的実施体制の長が開発保全航路の開発及び保全に係る一定の事務（占用許可等）を行おうとする場合の国土交通大臣の承認等
- ◇広域的実施体制の事務処理の執行状況について、国土交通大臣による適時の調査（報告徴収、実地調査等）

### ③ 移譲の例外とすべきと考える理由

○国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されることが担保される上記の仕組みが整備されなければ、事務の移譲の例外とする必要がある。

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—77]

個表番号	2-④	法律名	港湾法（S25 法 218）
条項	46①	事務内容	国が負担した港湾施設の譲渡等の認可
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
本事務は、国土交通大臣が港湾管理者に対して、その工事の費用を国が負担し又は補助した港湾施設を譲渡しようとするとき等に国土交通大臣の認可を受けなければならない旨を規定したものである。 上記港湾法の規定は、国費を投入した政策の目的達成を担保することを目的としたものであるため、国（国土交通大臣）でなければ判断することができないものである。			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
① で述べたとおり、国費を投入した政策目的の担保に関わる判断に関する事項であり、国でしか判断できないため、特定広域連合に対する移譲の例外とすべきである。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—78]

個表番号	2-④	法律名	港湾法 (S25 法 218)
条項	58③	事務内容	埋立の目的以外の用途使用等に係る協議
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
○公有水面埋立法に基づく都道府県知事の免許に際しての国土交通大臣の認可等の事務は、大規模な埋立については国の利害に大きく関係するものであることから、国の利害を主体的に判断できる立場にある機関が行う必要があり、特定広域連合が実施することは不適当である。			
○当該事務についても、国土交通大臣の認可に付随して行う事務であることから、特定広域連合が実施することは不適当である。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
○国の利害を主体的に判断する立場に立ち得ない特定広域連合が実施することは不適当であり、特定広域連合に対する移譲の例外とすべきである。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—79]

個表番号	2-④	法律名	港湾法（S25 法 218）
条項	56 の 5②③④	事務内容	報告の徴収等（港湾運営会社に対する事務）
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
○本事務は、国土交通大臣が港湾運営会社に対して、我が国港湾の国際競争力の強化の観点から、必要な監督措置（指定の取消し、監督命令等）を適切に行うため設けられているものである。			
○上記監督措置は、地方整備局に委任されておらず本省が行っている事務であることから、本事務を特定広域連合に移譲した場合、港湾運営会社に対して監督権限を有さない組織が、業務等の状況に関する報告徴収や事務所等への立ち入り等のみ行い得ることとなり、不適当である。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
○上記の①の理由のとおり、そもそも港湾運営会社に対する監督は本省が実施しているため、これに関連する事務である報告の徴収についても国が実施すべきである。			

【様式 2】

[用紙番号 国土交通省—80]

個表番号	2-⑤	法 律 名	建設業法 (S24 法 100)	
	3① 3 の 2① 5 7 11①～⑤ 12 13 15 〈 5 〉 〈11①～⑤〉 〈12〉 〈13〉 19 の 5 24 の 6③ 25 の 27② 27③ 27 の 26①②④ 27 の 27 27 の 28 27 の 29①②③ 27 の 37 27 の 38 28①③⑦ 28⑥ 29①②、29 の 2① 29 の 3③ 29 の 4①② 29 の 5②③④ 30① 31① 41① 41②③ 42①②、42 の 2④	建設業の許可 建設業の許可の条件及び変更 許可申請書の受理 経営業務管理責任者の認定・営業所専任技術者の認定 営業所の所在地等の変更の届出（一般建設業） 建設業者の廃業等の届出（一般建設業） 提出書類の閲覧（一般建設業） 特定建設業許可における営業所の専任技術者の認定 特定建設業者にかかる建設業の許可の申請等※17において準用 特定建設業者に係る営業所の所在地等の変更の届出※17において準用 特定建設業者に係る営業所の所在地等の変更の届出※17において準用 特定建設業者に係る提出書類の閲覧※17において準用 発注者に対する勧告 下請負人に対する特定建設業者の指導等に係る通報を受けること 建設業者の施工技術の確保に資するための措置 技術検定合格証明書の交付等 経営規模等評価 申請者に対する経営規模等評価の結果の通知 経営規模等評価の再審査の申立の受理 申請者に対する総合評定値の通知 建設業者団体の届出 建設業者団体に対する報告要求 建設業者への指示及び営業の停止等 都道府県知事が建設業者へ処分を行ったときの報告を受けること 建設業者の許可の取り消し 建設工事の施工の差し止め命令 新たに営業を開始することの禁止 建設業者監督処分簿の備付け等 建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること 報告徴収・立入検査 建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告 立替払い等の勧告 公正取引委員会への措置要求等		
条 項	事務内容			

① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

建設工事は国民生活及び経済活動に与える影響が大きいことから、国としてその適正な施工と発注者の保護を図る必要がある。このため、建設工事の契約及び施工に係る業務の適正な運営が確保されるよう、国による許可制度を実施しているところである。（なお、一の都道府県の区域内のみに事務所を有する事業者に限り、都道府県知事の許可制度としているが、これは、このような事業者の事業活動が一の都道府県の区域内にとどまる実態を踏まえたものである。）

国土交通大臣の有する許可制度に係る事務・権限について、主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長にその一部を委任しているが、これは、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から国の機関である地方整備局を便宜的に活用しているものである。

地方整備局長は、国土交通大臣からの委任により「国土交通大臣許可」を付与し、事業者が主たる事務所を移転し管轄する地方整備局長が変更になったとしても同一の許可であるように、国土交通大臣による一元的な許可制度となっている。このため、国と異なる主体である広域的実施体制は、区域外権限行使の有無にかかわらず、現行法体系上、国土交通大臣による一元的な許可制度に係る事務・権限を担うことはできない。

② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

上記①のとおり。

なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、建設業者に対する規制・監督を適切に行うための執行体制を検討する。

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—81]

個表番号	2—⑥	法 律 名	測量法 (S24 法 188)
条 項	事務内容		
55 の 2		測量業者の登録申請書の提出を受けること	
55 の 5①②		測量業者登録簿への登録等	
55 の 6①②		測量業者登録の拒否等	
55 の 7①②		測量業者の登録事項の変更登録申請を受けること	
<55 の 5①②>		測量業者登録簿への変更登録等※55 の 7③において準用	
<55 の 6①②>		測量業者の変更登録の拒否等※55 の 7③において準用	
55 の 8①②		測量業者から営業経歴書等の提出を受けること	
55 の 9①②		測量業者から廃業等の届出を受けること	
55 の 10①		測量業者登録簿からの登録の消除	
<55 の 6②>		測量業者登録簿からの登録の消除の通知※55 の 10②において準用	
55 の 12①		測量業者登録簿を閲覧に供すること	
55 の 12②③		測量業者の登録等の書類の写し等を都道府県知事に送付等すること	
56 の 6		測量業者への助言	
57①②		測量業者の登録の取消し、営業の停止	
<55 の 6②>		測量業者の登録を取り消した場合等の通知※57③において準用	
57 の 2①②		測量業者の登録の取消しに係る聴取を行う場合及び営業の停止命令に係る弁明の機会の付与を行う場合には参考人の意見を聴くこと	
57 の 3①		測量業を営む者に対する報告徴収、立入検査	

① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

測量業は、他人の求めに応じ報酬を得て土地の測量を業として行うものである。土地の測量については、その重複を除き、正確さを確保することが、国民生活や経済活動に寄与するものであることから、国として測量の実施基準及び実施に必要な権能を定め、国民の利益の保護と業の健全な発達を図る必要がある。このため、測量に係る業務の適正な運営を確保するため、国による登録制度を実施しているところである。

国土交通大臣の有する登録制度に係る事務・権限について、主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長にその一部を委任しているが、これは、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から国の機関である地方整備局を便宜的に活用しているものである。

地方整備局長は、国土交通大臣からの委任により「国土交通大臣登録」をしており、事業者が主たる営業所を移転し管轄する地方整備局長が変更になったとしても同一の登録であるよう、国土交通大臣による一元的な登録制度となっている。このため、国と異なる主体である広域的実施体制は、区域外権限行使の有無にかかわらず、現行法体系上、国土交通大臣による一元的な登録制度に係る事務・権限を担うことはできない。

② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

上記①のとおり。

なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、測量業者に対する規制・監督を適切に行うための執行体制を検討する。

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—82]

個表番号	2-⑦	法律名	水防法（S 24 法 193）
条項	7③	事務内容	二以上の都府県に関する水防計画について、関係都府県知事から報告を受けること

## ① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

- 当該権限は、全国的に水防の実態を把握するとともに、将来最も効果的な水防を行うことができるよう水防行政の企画立案に資するため、都道府県から水防計画の報告を受けるものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うこととはできないものである。

## ② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

## ③ 移譲の例外とすべきと考える理由

- 上記①のとおり。  
なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、二以上の都府県に関する水防計画について、関係都府県知事から報告を受けるための執行体制を検討する。

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—83]

個表番号	2-⑦	法 律 名	水防法（S 24 法 193）
条 項		事務内容	
	10②		国交大臣が指定した河川等に洪水のおそれがあるときの関係都道府県への通知等
	13①		国交大臣が指定した河川の水位情報の関係都道府県への通知等
	14①③		国交大臣が指定した河川の浸水想定区域の指定及び関係市町村への通知
	16①②④		国交大臣が指定した河川等の水防警報を行うこと及び関係都道府県への通知
	27②		水防上緊急を要する通信のための電気通信設備の優先的利用
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
○一級河川における洪水警報、水位情報、浸水想定区域の指定、水防警報に関する事務については、「用紙番号 国土交通省—32」で記載する河川の整備・管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。			
<b>② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—84]

個表番号	2-⑦	法律名	水防法（S24 法193）
条項	40	事務内容	水防協力団体に対する情報提供、指導、助言
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○ 当該権限は、水防の全国的な総括者・責任者である国土交通大臣が、水防協力団体に対して水防に関する最新の知見や高度な技術等の情報提供、指導、助言を行うものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。</p>			
<b>② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○ 上記①のとおり。 なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、水防協力団体に対する情報提供、指導、助言を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—85]

個表番号	2-⑦	法 律 名	水防法（S24 法 193）
条 項	47①	事務内容	都道府県又は水防管理団体に対する報告徴収
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○ 当該権限は、水防の全国的な総括者・責任者である国土交通大臣が、水防に関する資料を集め、全国的に水防に関する基礎資料を整備して水防の実態を把握するとともに、将来最も効果的な水防を行うことができるよう水防行政の企画立案に資するため、水防管理団体及び都道府県から報告を求めるものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。</p>			
<b>② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○ 上記①のとおり。 なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、都道府県又は水防管理団体に対する報告徴収を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—86]

個表番号	2-⑦	法律名	水防法（S24 法193）
条項	48	事務内容	都道府県又は水防管理団体に対する勧告及び助言
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○ 当該権限は、水防の全国的な総括者・責任者として水防に関するあらゆることについて都道府県・水防管理団体に対し勧告・助言を行うものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。</p>			
<b>② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○ 上記①のとおり。 なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、都道府県又は水防管理団体に対する勧告及び助言を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—87]

個表番号	2-⑧	法 律 名	公有水面埋立法 (T10 法 57)
条 項		事務内容	
	23②		都道府県知事が埋立工事用でない工作物設置の許可をする際に報告を受けること
	27③		都道府県知事が埋立地の所有権移転等の許可をする際に協議を受けること
	29③		都道府県知事が埋立地の用途変更の許可をする際に協議を受けること
	33②		都道府県知事から違反事実の更正の命令をするときの報告を受けること
	47①		都道府県知事の職権に属する事項（埋立免許）に関する認可 (①50ha を超える埋立て及び②2 以上の地方整備局の管轄区域にわたる埋立て等を除く。)
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
○公有水面埋立法に基づく都道府県知事の免許に際しての国土交通大臣の認可等の事務は、大規模な埋立については国の利害に大きく関係するものであることから、国の利害を直接主体的に判断できる立場にある国の機関が自ら行う必要があり、国の利害を直接主体的に判断する立場に立ち得ない広域的実施体制が実施することは不可能である。			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
○上記①のとおり。 なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、当該事務を適切に実施するための執行体制を検討する。			

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—88]

個表番号	2-59	法 律 名	運河法 (T2 法 16)
条 項		事務内容	
	1		運河の開設の免許
	2①		工事設計の認可の申請期限の指定
	3②		設計の運河の接続に係る設備共用命令等
	8①		事業の報告の徴収等
	9		運河の維持修繕命令等
	15①、16①		運河及び附属物件の買収

## ① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

○運河法に基づく国土交通大臣の免許等の事務は、全国的な内航水運・物流網の整備の観点から、国民生活の向上について直接主体的かつ全国的な視野のもとに判断できる立場にある国の機関が自ら行う必要があり、これについて全国的な視野のもとに判断する立場に立ち得ない広域的実施体制が実施することは不可能である。

## ② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

## ③ 移譲の例外とすべきと考える理由

○上記①のとおり。

なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、当該事務を適切に実施するための執行体制を検討する。

## [用紙番号 国土交通省—89]

個表番号	2-⑥	法律名	砂防法 (M30 法 79)
条項	※別紙参照	事務内容	※別紙参照
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○砂防事業は、平成23年台風第12号による紀伊半島の土砂災害や雲仙普賢岳火山災害のように、国土保全上特に重要なものとして、土砂移動現象が全国的にも大規模で特殊性を有する、高度の技術力が必要である等の場合に、国土交通大臣が砂防設備の管理・施行・維持を実施している。</p> <p>○これは、当該土砂移動現象の解明と対策計画の立案には、土砂災害に係る最新知見及び海外技術協力等を通じて蓄積する国際的知見を要すること、当該知見が全国的に共有される必要があること、全国的な人員・資機材を結集し組織的・機動的に対応する必要があること、本省・研究所等が一体となって技術の更新・普及を図る必要があることによるもの。特に、平成23年台風第12号や雲仙普賢岳の噴火に際しては、上記理由から、全国から専門的知見を有する職員を動員し対策に当たったところである。</p> <p>○このため、砂防行政所管大臣として、大規模で特殊な土砂移動現象への対策に万全を期し、国民の生命、財産等を守るために、事務の移譲後も、上記の必要性に適切に対処できることにより、国が現在自ら整備・管理している場合と同様に最適な整備・管理方法が確保されるよう制度的に担保する必要がある。</p> <p>○この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としているものであり、このような組織の一体性から、土砂移動現象の特殊性に対して上記必要性に対応した最適な整備・管理方法・体制を確保することが可能となっているところである。</p> <p>○「修正試案」中の「法定受託事務」（第一号法定受託事務）は、地方自治法において「都道府県・・・が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」とされているところである。他方、国土交通大臣が実施する砂防設備の管理・施行・維持については、上述のとおり、甚大な災害からの国民の生命・財産の保護という国家的重要性に係るものであり、かつ、最終的に責任を負い権限を有する公物管理者としての責務を果たすために行ってきしたものであって、従前地方公共団体が法定受託事務として実施してきた事務とは大きく異なるところであり、このような事務の性格は移譲後も何ら変わることはない。</p> <p>さらに、当該事務は、現行の法定受託事務で規定されている「適正な処理を特に確保する」観点だけでなく、「迅速性・確実性・適切性」の確保といった観点（公共服务基本法第3条参照）に基づき国による関与が必要不可欠である。これらのことから、国土交通大臣が実施する砂防設備の管理・施行・維持については新たな事務類型とし、適切な国の関与を法律上明確に位置付けることが必要不可欠である。</p> <p>○また、以上のことにも鑑みれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「修正試案」中の「国の関与」や「並行権限行使」については、要件・法的効果は不明であるが、認可・同意・並行権限行使はあくまでも事後的・受動的なものであるため、火山等を含む極度に荒廃した流域等の日々変化する個別状況への対応や、緊急時等における迅速な対応に限界がある。指示も適時適切に行うことができるとともにその効果が確</li> </ul>			

## 【様式 2】

実に確保されるものでなければ同様である。また、法定受託事務の「処理基準」はあくまで一般的な基準であることから、同様の限界がある。

- ・「修正試案」中の「大臣への情報提供」や「大臣への事後報告」については、現在の法定受託事務の枠組みにおける資料の提出要求と同様のものであれば、当該要求は「普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料等」の要求に止まることから、火山等を含む極度に荒廃した流域等の日々変化する個別状況への対応や、緊急時等における迅速に限界が生じ、現在と同様の整備・管理方法を確保していくことが極めて困難となるおそれがある。

ため、国土交通大臣が大規模で特殊な土砂災害から国民の生命・財産等を守る責任を十全に果たすことができない。

- したがって、「修正試案」では、国土の根幹的な基盤を維持し、国民の生命、財産等を守る上で不都合が生じる。

### ② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

○上記不都合を解消するためには、広域的実施体制が特例法に基づく委任により行う事務については新たな事務類型とし、事前事後を問わず移譲された一定の事務が迅速かつ的確に行われることを強い法的拘束力を持って担保するための法律上の措置として、以下のような国土交通大臣の関与を可能とする必要がある。

◇国土交通大臣が決定する計画や予算に基づき、広域的実施体制が執行する仕組み

◇砂防設備の整備及び管理に関して従わなければならない基準の作成・提示（一般的基準にとどまらず、砂防設備の個別・具体的な状況に照らして災害発生の防止等の観点から必要な基準の類や、個別政策課題の特定に応じた的確な基準の類を示すことを可能とする。）

◇国土保全の観点から治水上砂防のため特に必要と認められる場合等に、広域的実施体制の長に対する法的拘束力を有する必要な措置の適時の指示、広域的実施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合等の国土交通大臣自らによる事務の直接執行（広域実施体制の職員に対する直接的な指揮等も可能。法令違反等の場合に限定せず、裁判手続きを経ることは不要）

◇広域的実施体制の長が、国土保全の観点から砂防上の影響が大きい事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可等

◇広域的実施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査（報告提出、実地調査等）、これらの結果の公表及び報告・届出・通知

○また、全国的にも大規模で特殊性を有する土砂災害対策は、専門的知見を有する人員を集中的又は長期的に投入する必要が生じるなどの場合があり、上記関与のみでは対策に万全を期すことができないおそれがあるため、慎重な検討をする。

○なお、個別の事務ごとにどのような関与が必要であるかについては、新たな事務類型と国の関与について基本的な考え方がまとった後に、当該事務の内容等を踏まえて具体に整理していくべきものと考える。

○また、上記新たな事務類型とすることに伴い、また、独任制の長の権限と責任を明確にする必要があることから、広域的実施体制の議会が議決・調査権行使することが想定され

## 【様式2】

ない。

- さらに、大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が直接執行できる仕組みや、全国の広域的実施体制の長や職員に対して直接指揮等できる仕組みが必要である。

### ③ 移譲の例外とすべきと考える理由

- 国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速・的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、移譲の例外とする必要がある。

## 【様式2】

## 別紙

個表番号	2-60	法 律 名	砂防法 (M30 法 79)
条 項		事務内容	
	4②		指定土地における一定の行為の禁止・制限
	6②		砂防設備の工事の施行又は維持をなすことの指示（砂防設備により特に利益を受ける地方公共団体が 2 以上の地方整備局の管轄区域にわたる場合を除く）
	7		都道府県の管内の公共団体の行政庁に対する砂防工事の施行又は砂防設備の維持をなすことの指示※6③による施行
	8		他の工事等の行為により砂防工事を施行する必要が生じた場合の工事施行又は砂防設備の維持をなすことの指示※6③による施行
	11 の 2①		砂防設備台帳の調製、保管※6③による施行
	22		土地・森林所有者に対する土石、砂礫等の供給命令※6③による施行
	23		指定土地等への立入、障害物の除却等※6③による施行
	18②		費用の追徴
	29		許可の取消、効力の停止、条件変更、設備変更、原形回復命令等
	30		更正命令等
	36		法令による義務の履行命令
	37		保証金の納付目的又は過料への充用
	38		私人が負担する費用等の徴収
	39		職権の行政処分による強制

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—90]

個表番号	2-⑥0	法律名	砂防法（M30 法 79）
条項	32①	事務内容	砂防行政についての行政庁への指示（都道府県等）
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
○当該権限は、砂防の全国的な総括者・責任者として砂防に関するあらゆることについて都道府県、市町村等に対し指示を行うものであり、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものである。したがって、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。			
<b>② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
○上記①のとおり。 なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、砂防行政についての行政庁への指示を適切に行うための執行体制を検討する。			

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—91]

個表番号	3-①	法 律 名	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（H20 法 38）
条 項	4①③ 〈4③〉  5①～③  17①	事務内容	農商工等連携事業計画の認定  農商工等連携事業計画の変更の認定  ※5④において準用  農商工等連携事業計画の変更認定、取り消し等 認定農商工等連携事業者に対する報告徴収
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>標記事務・権限については、ご提案の当てはめ修正試案において自治事務に区分されているが、特例制度（基本構成案）を踏まえれば、「法定受託事務」に区分される必要がある。</p> <p>また、本法による農商工等連携事業計画に係る認定の効果は、中小企業信用保険法の特例等の特例を受けることにあるところ、現在の特例等は国による認定を前提としたものであり、広域的実施体制による認定の場合であっても特例を措置することについて整理が必要である。</p> <p>なお、標記事務・権限の移譲については、法制的な観点から、本法における主務大臣として同列である国土交通大臣と経済産業大臣その他の主務大臣との間に権限移譲後における事務の区分、大臣並行権限及び国の関与の在り方の差異を生じないよう整合が図られるべきである。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・標記事務・権限については、「法定受託事務」に区分されること。</li> <li>・特例措置について、広域的実施体制による認定であっても現在と同様の措置が行われることについて、関係当局との間で整理されること。</li> </ul>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—92]

個表番号	3-②	法 律 名	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（H19 法 39）
条 項	6①②④ 7①② 〈6②④〉 15	事務内容	地域産業資源活用事業計画の認定等 地域産業資源活用事業計画の変更の認定、取り消し等 地域産業資源活用事業計画の変更申請等※7③において準用 地域産業資源活用事業計画の実施状況の報告の徵求
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>標記事務・権限については、ご提案の当てはめ修正試案において自治事務に区分されているが、特例制度（基本構成案）を踏まえれば、「法定受託事務」に区分される必要がある。</p> <p>また、本法による地域産業資源活用事業計画に係る認定の効果は、中小企業信用保険法の特例等の特例を受けることにあるところ、現在の特例等は国による認定を前提としたものであり、広域的実施体制による認定の場合であっても特例を措置することについて整理が必要である。</p> <p>なお、標記事務・権限の移譲については、法制的な観点から、本法における主務大臣として同列である国土交通大臣と経済産業大臣その他の主務大臣との間に権限移譲後における事務の区分、大臣並行権限及び国の関与の在り方の差異を生じないよう整合が図られるべきである。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・標記事務・権限については、「法定受託事務」に区分されること。</li> <li>・特例措置について、広域的実施体制による認定であっても現在と同様の措置が行われることについて、関係当局との間で整理されること。</li> </ul>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—93]

個表番号	3-③	法 律 名	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（H19 法 59）
条 項	5⑧	事務内容	地域公共交通総合連携計画の送付を受けたとき、市町村に対し必要な助言をすること

① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

- 当該権限は、国土交通大臣が、地域公共交通総合連携計画に定められる地域公共交通特定事業に係る実施計画の認定等を行うことから、地域公共交通総合連携計画を作成した市町村に対して、必要な助言を行うものである。
- 当該権限は、国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方支分部局の長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。

② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

- 上記①のとおり。
- なお、広域的実施体制に対する移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—94]

個表番号	3-③	法 律 名	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（H19 法 59）
条 項	6⑥	事務内容	6⑥：地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるよう、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすること
<b>① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>○ 当該権限は、国土交通大臣が、地域公共交通総合連携計画に定められる地域公共交通特定事業に係る実施計画の認定等を行うことから、地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるよう、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言を行うものである。</p> <p>当該権限は、国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方支分部局の長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。</p>			
<b>② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>○ 上記①のとおり。</p> <p>なお、広域的実施体制に対する移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—95]

個表番号	3-④	法 律 名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（H18 法 91）
条 項	10①、③～⑤ 31①④～⑦ <31①④～⑦> 32① 36④⑤⑥	事務内容	道路管理者の基準適合義務等 道路特定事業計画の策定及び実施等 市町村による道路特定事業計画の策定及び実施等 市町村による道路特定事業の共同実施 交通安全特定事業計画の作成に関し意見を述べること等
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
※指定区間内国道における道路管理者の基準適合義務等の道路管理関係事務については、「用紙番号 国土交通省—57」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—96]

個表番号	3-④	法 律 名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（H18 法 91）
条 項	32③	事務内容	国道に係る道路特定事業の同意
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
○指定区間外国道の新設・改築については国の費用負担が定められており、国による同意は当該費用負担の前提として、全国的視野に立って事業の必要性等を判断する必要から認められているものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、道路行政における国道の新設等に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。			
○効率的・効果的に事務を執行するためには、指定区間外国道の整備・管理に係る都道府県の事務を広域的実施体制に持ち寄ることが不可欠であり、この場合には、広域的実施体制が上記事務を行おうとするとき国土交通大臣が認可する必要がある。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
上記①のとおり。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—97]

個表番号	3-④	法 律 名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（H18 法 91）
条 項	34①③～⑤	事務内容	都市公園特定事業計画の策定及び実施等
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく上記の事務は、都市公園法に基づく国営公園の公園管理者の事務・権限と一体不可分のものであるため、それと同一の整理となる。			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
都市公園法に基づく国営公園の公園管理者としての国土交通大臣の事務・権限（[用紙番号 国土交通省—53]）と同一の整理として、自治事務・法定受託事務以外の新たな事務類型を設け、国土交通大臣の関与を可能とする必要がある。			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			

## 【様式2】

[用紙番号 国土交通省—98]

個表番号	3-⑤	法 律 名	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (H17 法 51)
条 項	18 28② 29① 29②	事務内容	技術基準適合命令 特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指導及び助言 特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収 特定特殊自動車の使用者に対する立入検査等
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
建設工事は国民生活及び経済活動に与える影響が大きいことから、国としてその適正な施工を確保する必要があり、そのための各種制度を措置している。標記事務は、一定の類型の建設工事を実施するために必要となる建設機械に対する規制であり、建設工事の適正な施工を確保するための国による制度の一つとして実施される必要があることから、国土交通大臣が本法に基づく建設機械の使用者に対する監督を一元的に実施している。			
したがって、国と異なる主体である広域的実施体制は、区域外権限行使の有無にかかわらず、現行法体系上、国土交通大臣による一元的な監督権限を担うことはできない。			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
上記①のとおり。			
なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、監督を適切に行うための執行体制を検討する。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—99]

個表番号	3-⑦	法 律 名	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 (H11 法 18)
条 項	9① 10①② 34① 35 11① 12①～③ 34② 35	事務内容	経営革新計画の承認 経営革新計画の変更の承認・取り消し 中小企業者の経営の状況を把握するための調査 経営革新のための事業を行う者からの報告の徴収 異分野連携新事業分野開拓計画の認定 異分野連携新事業分野開拓計画の変更の認定等 異分野連携新事業分野開拓の状況を把握するための調査 異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う者からの報告の徴収

① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

標記事務・権限（11①、12①～③、34②及び35に限る。）については、ご提案の当てはめ修正試案において自治事務に区分されているが、特例制度（基本構成案）を踏まえれば、「法定受託事務」に区分される必要がある。

また、本法による経営革新計画又は異分野連携新事業分野開拓計画に係る認定の効果は、国による税制等の特例を受けることにあるところ、現在の税制の特例等は国による認定を前提としたものであり、広域的実施体制による認定の場合であっても税制の特例を措置することについて整理が必要である。

なお、標記事務・権限の移譲については、法制的な観点から、本法における主務大臣として同列である国土交通大臣と経済産業大臣その他の主務大臣との間に権限移譲後における事務の区分、大臣並行権限及び国の関与の在り方の差異を生じないよう整合が図られるべきである。

② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

- ・標記事務・権限（11①、12①～③、34②及び35に限る。）については、「法定受託事務」に区分されること。
- ・税制上の特例措置について、広域的実施体制による認定であっても現在と同様の措置が行われることについて、国税当局との間で整理されること。

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

--

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—100]

個表番号	3-⑧	法 律 名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（H11 法 131）
条 項	39 の 2①④⑤⑥ 39 の 3①②④⑤ ⑥ 39 の 4②③  73①	事務内容	中小企業承継事業再生計画の認定等 中小企業承継事業再生計画の変更の認定、取り消し等 認定中小企業承継事業再生事業者から承継事業者が事業を承継したことの報告を受けること等 報告徴収
<b>① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>標記事務・権限については、ご提案の当てはめ修正試案において自治事務に区分されているが、特例制度（基本構成案）を踏まえれば、「法定受託事務」に区分される必要がある。</p> <p>また、本法による中小企業承継事業再生計画に係る認定の効果は、国による税制等の特例を受けることにあるところ、現在の税制の特例等は国による認定を前提としたものであり、広域的実施体制による認定の場合であっても税制の特例を措置することについて整理が必要である。</p> <p>なお、標記事務・権限の移譲については、法制的な観点から、本法における主務大臣として同列である国土交通大臣と経済産業大臣その他の主務大臣との間に権限移譲後における事務の区分、大臣並行権限及び国の関与の在り方の差異を生じないよう整合が図られるべきである。</p>			
<b>② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・標記事務・権限については、「法定受託事務」に区分されること。</li> <li>・税制上の特例措置について、広域的実施体制による認定であっても現在と同様の措置が行われることについて、国税当局との間で整理されること。</li> </ul>			
<b>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</b>			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—101]

個表番号	3-⑨	法 律 名	地球温暖化対策の推進に関する法律(H10 法 117)
条 項	20 の 4③	事務内容	地方公共団体実行計画協議会に対し必要な助言を行うこと

① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

当該権限は、地球温暖化対策を推進するにあたり、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進等の企画・立案等に関する全国的な総括者・責任者である国土交通大臣が、地方公共団体実行計画協議会に対し、当該企画・立案等に関する支援措置等の関連施策の紹介等の助言を行うものである。当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方支分部局等の長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。

② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

上記①のとおり。

なお、広域的実施体制に対する移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。